

区画漁業権

第1 区画漁業権の内容となる事項

(その1)

1 公示番号

京区第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 55.8 秒、東経 135 度 28 分 33.6 秒

イ 北緯 35 度 33 分 58.3 秒、東経 135 度 28 分 36.0 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 55.5 秒、東経 135 度 28 分 41.1 秒

エ 北緯 35 度 33 分 52.8 秒、東経 135 度 28 分 38.4 秒

3 関係地区

舞鶴市字田井

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（京区第1号：漁業種類の変更）

6 条件

なし

(その2)

1 公示番号

京区第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 07.0 秒、東経 135 度 27 分 10.0 秒

イ 北緯 35 度 34 分 06.8 秒、東経 135 度 27 分 09.2 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 07.3 秒、東経 135 度 27 分 09.1 秒

エ 北緯 35 度 34 分 07.5 秒、東経 135 度 27 分 09.9 秒

3 関係地区

舞鶴市字田井

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（新設）

6 条件

なし

(その3)

1 公示番号

京区第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	わかめ養殖	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 36.7 秒、東経 135 度 25 分 21.3 秒

イ 北緯 35 度 34 分 36.8 秒、東経 135 度 25 分 19.4 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 43.4 秒、東経 135 度 25 分 19.9 秒

エ 北緯 35 度 34 分 43.2 秒、東経 135 度 25 分 21.8 秒

3 関係地区

舞鶴市字野原

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第3号）

6 条件

なし

(その4)

1 公示番号

京区第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 19.4 秒、東経 135 度 25 分 06.9 秒

イ 北緯 35 度 34 分 16.1 秒、東経 135 度 25 分 05.9 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 18.6 秒、東経 135 度 24 分 54.5 秒

エ 北緯 35 度 34 分 21.7 秒、東経 135 度 24 分 55.4 秒

3 関係地区

舞鶴市字野原

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第4号）

6 条件

なし

(その5)

1 公示番号

京区第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 32.6 秒、東経 135 度 25 分 33.7 秒

イ 北緯 35 度 34 分 34.9 秒、東経 135 度 25 分 32.0 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 38.1 秒、東経 135 度 25 分 38.4 秒

エ 北緯 35 度 34 分 35.9 秒、東経 135 度 25 分 40.1 秒

3 関係地区

舞鶴市字野原

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（新設）

6 条件

なし

(その6)

1 公示番号

京区第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字千歳の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 31 分 36.2 秒、東経 135 度 20 分 11.8 秒

イ 北緯 35 度 31 分 35.7 秒、東経 135 度 20 分 06.7 秒

ウ 北緯 35 度 31 分 54.8 秒、東経 135 度 20 分 02.2 秒

エ 北緯 35 度 31 分 55.3 秒、東経 135 度 20 分 07.3 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第5号）

6 条件

なし

(その7)

1 公示番号

京区第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字大丹生の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 31 分 03.9 秒、東経 135 度 20 分 55.0 秒

イ 北緯 35 度 31 分 04.7 秒、東経 135 度 20 分 50.1 秒

ウ 北緯 35 度 31 分 08.5 秒、東経 135 度 20 分 50.5 秒

エ 北緯 35 度 31 分 07.7 秒、東経 135 度 20 分 56.0 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第6号）

6 条件

なし

(その8)

1 公示番号

京区第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字千歳の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 42.1 秒、東経 135 度 20 分 46.4 秒

イ 北緯 35 度 30 分 40.3 秒、東経 135 度 20 分 44.1 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 45.0 秒、東経 135 度 20 分 41.2 秒

エ 北緯 35 度 30 分 43.3 秒、東経 135 度 20 分 38.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第7号）

6 条件

なし

(その9)

1 公示番号

京区第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字佐波賀の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 15.8 秒、東経 135 度 21 分 38.2 秒

イ 北緯 35 度 30 分 09.2 秒、東経 135 度 21 分 40.0 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 09.2 秒、東経 135 度 21 分 30.4 秒

エ 北緯 35 度 30 分 15.8 秒、東経 135 度 21 分 32.3 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第8号）

6 条件

なし

(その10)

1 公示番号

京区第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字佐波賀の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 18.8 秒、東経 135 度 22 分 23.0 秒

イ 北緯 35 度 30 分 16.3 秒、東経 135 度 22 分 25.3 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 14.5 秒、東経 135 度 22 分 16.6 秒

エ 北緯 35 度 30 分 17.6 秒、東経 135 度 22 分 17.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第9号）

6 条件

なし

(その11)

1 公示番号

京区第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字佐波賀の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 15.0 秒、東経 135 度 22 分 40.8 秒

イ 北緯 35 度 30 分 11.8 秒、東経 135 度 22 分 39.9 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 13.9 秒、東経 135 度 22 分 29.8 秒

エ 北緯 35 度 30 分 17.1 秒、東経 135 度 22 分 30.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第10号）

6 条件

なし

(その12)

1 公示番号

京区第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字平の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 24.8 秒、東経 135 度 23 分 04.2 秒

イ 北緯 35 度 30 分 24.8 秒、東経 135 度 23 分 08.3 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 20.2 秒、東経 135 度 23 分 08.3 秒

エ 北緯 35 度 30 分 20.2 秒、東経 135 度 23 分 04.2 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第11号）

6 条件

なし

(その13)

1 公示番号

京区第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 32.9 秒、東経 135 度 22 分 09.0 秒

イ 北緯 35 度 29 分 34.4 秒、東経 135 度 22 分 13.9 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 28.0 秒、東経 135 度 22 分 16.2 秒

エ 北緯 35 度 29 分 25.7 秒、東経 135 度 22 分 11.6 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第12号）

6 条件

なし

(その14)

1 公示番号

京区第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 27.0 秒、東経 135 度 22 分 04.4 秒

イ 北緯 35 度 29 分 25.3 秒、東経 135 度 21 分 55.7 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 22.2 秒、東経 135 度 21 分 52.0 秒

エ 北緯 35 度 29 分 26.2 秒、東経 135 度 21 分 49.5 秒

オ 北緯 35 度 29 分 29.1 秒、東経 135 度 21 分 53.2 秒

カ 北緯 35 度 29 分 31.3 秒、東経 135 度 22 分 02.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第13号）

6 条件

なし

(その15)

1 公示番号

京区第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 31.7 秒、東経 135 度 21 分 03.2 秒

イ 北緯 35 度 29 分 38.3 秒、東経 135 度 20 分 57.5 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 40.2 秒、東経 135 度 21 分 00.8 秒

エ 北緯 35 度 29 分 33.6 秒、東経 135 度 21 分 06.5 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第14号）

6 条件

なし

(その16)

1 公示番号

京区第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字佐波賀の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 38.1 秒、東経 135 度 20 分 30.3 秒

イ 北緯 35 度 29 分 35.4 秒、東経 135 度 20 分 31.0 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 34.2 秒、東経 135 度 20 分 23.8 秒

エ 北緯 35 度 29 分 36.9 秒、東経 135 度 20 分 23.1 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第15号）

6 条件

なし

(その17)

1 公示番号

京区第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 07.6 秒、東経 135 度 20 分 52.4 秒

イ 北緯 35 度 29 分 04.0 秒、東経 135 度 20 分 41.0 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 10.5 秒、東経 135 度 20 分 39.5 秒

エ 北緯 35 度 29 分 14.1 秒、東経 135 度 20 分 51.3 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第16号）

6 条件

なし

(その18)

1 公示番号

京区第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 05.7 秒、東経 135 度 20 分 39.0 秒

イ 北緯 35 度 29 分 04.4 秒、東経 135 度 20 分 35.2 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 11.2 秒、東経 135 度 20 分 33.3 秒

エ 北緯 35 度 29 分 12.4 秒、東経 135 度 20 分 37.1 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第17号）

6 条件

なし

(その19)

1 公示番号

京区第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 10.9 秒、東経 135 度 20 分 26.9 秒

イ 北緯 35 度 29 分 06.1 秒、東経 135 度 20 分 23.1 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 08.0 秒、東経 135 度 20 分 20.7 秒

エ 北緯 35 度 29 分 12.8 秒、東経 135 度 20 分 24.5 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（新設）

6 条件

なし

(その20)

1 公示番号

京区第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字和田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 28 分 30.0 秒、東経 135 度 20 分 33.9 秒

イ 北緯 35 度 28 分 30.0 秒、東経 135 度 20 分 27.3 秒

ウ 北緯 35 度 28 分 33.9 秒、東経 135 度 20 分 27.3 秒

エ 北緯 35 度 28 分 33.9 秒、東経 135 度 20 分 33.9 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（漁場区域の一部変更（縮小）：京区第18号）

6 条件

なし

(その21)

1 公示番号

京区第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字喜多の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 27 分 58.8 秒、東経 135 度 19 分 09.2 秒

イ 北緯 35 度 27 分 56.9 秒、東経 135 度 19 分 07.6 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 57.9 秒、東経 135 度 19 分 06.0 秒

エ 北緯 35 度 28 分 00.2 秒、東経 135 度 19 分 07.7 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第19号）

6 条件

なし

(その22)

1 公示番号

京区第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字吉田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 28 分 43.7 秒、東経 135 度 19 分 10.7 秒

イ 北緯 35 度 28 分 42.7 秒、東経 135 度 19 分 08.7 秒

ウ 北緯 35 度 28 分 43.6 秒、東経 135 度 19 分 05.8 秒

エ 北緯 35 度 28 分 45.5 秒、東経 135 度 19 分 05.2 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第20号）

6 条件

なし

(その23)

1 公示番号

京区第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字吉田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 28 分 51.1 秒、東経 135 度 19 分 29.3 秒

イ 北緯 35 度 28 分 44.0 秒、東経 135 度 19 分 25.0 秒

ウ 北緯 35 度 28 分 44.0 秒、東経 135 度 19 分 12.7 秒

エ 北緯 35 度 28 分 47.3 秒、東経 135 度 19 分 12.7 秒

オ 北緯 35 度 28 分 51.4 秒、東経 135 度 19 分 15.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第21号）

6 条件

なし

(その24)

1 公示番号

京区第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字青井の地先

(3) 漁場の区域

次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 04.0 秒、東経 135 度 19 分 29.5 秒

イ 北緯 35 度 28 分 58.0 秒、東経 135 度 19 分 31.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第22号）

6 条件

なし

(その25)

1 公示番号

京区第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字青井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア	北緯 35 度 29 分 13.3 秒	東経 135 度 19 分 32.8 秒
イ	北緯 35 度 29 分 20.6 秒	東経 135 度 19 分 34.7 秒
ウ	北緯 35 度 29 分 19.1 秒	東経 135 度 19 分 44.5 秒
エ	北緯 35 度 29 分 10.7 秒	東経 135 度 19 分 38.6 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第23号）

6 条件

なし

(その26)

1 公示番号

京区第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字小田宿野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 32.1 秒、東経 135 度 14 分 59.7 秒

イ 北緯 35 度 33 分 37.3 秒、東経 135 度 14 分 58.9 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 37.6 秒、東経 135 度 15 分 02.1 秒

エ 北緯 35 度 33 分 32.4 秒、東経 135 度 15 分 02.9 秒

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良、字脇、字中村、字小寺、字上司、字銀丘、字中津、
字小田宿野、字島陰、字田井

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（漁場区域の一部変更（拡大）：京区第24号）

6 条件

なし

(その27)

1 公示番号

京区第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字小田宿野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 01.6 秒、東経 135 度 14 分 55.4 秒

イ 北緯 35 度 32 分 56.6 秒、東経 135 度 14 分 53.2 秒

ウ 北緯 35 度 32 分 57.9 秒、東経 135 度 14 分 48.8 秒

エ 北緯 35 度 33 分 02.8 秒、東経 135 度 14 分 51.1 秒

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良、字脇、字中村、字小寺、字上司、字銀丘、字中津、
字小田宿野、字島陰、字田井

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第25号）

6 条件

なし

(その28)

1 公示番号

京区第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字波路の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 32 分 40.1 秒、東経 135 度 12 分 24.1 秒

イ 北緯 35 度 32 分 42.0 秒、東経 135 度 12 分 20.6 秒

ウ 北緯 35 度 32 分 47.7 秒、東経 135 度 12 分 25.3 秒

エ 北緯 35 度 32 分 45.7 秒、東経 135 度 12 分 28.8 秒

3 関係地区

宮津市字矢原、字獅子、字獅子崎、字波路、字鶴賀、字漁師、字宮村、字万年、字池ノ谷、字杉末、字文珠、字江尻、字日置

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（漁場区域の一部変更（拡大）：京区第26号）

6 条件

なし

(その29)

1 公示番号

京区第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字溝尻の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 23.6 秒、東経 135 度 10 分 57.3 秒

イ 北緯 35 度 34 分 26.2 秒、東経 135 度 10 分 57.5 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 26.0 秒、東経 135 度 10 分 59.9 秒

エ 北緯 35 度 34 分 23.4 秒、東経 135 度 10 分 59.7 秒

3 関係地区

宮津市字溝尻

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第27号）

6 条件

なし

(その30)

1 公示番号

京区第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字長江の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 37.7 秒、東経 135 度 15 分 9.3 秒

イ 北緯 35 度 38 分 37.1 秒、東経 135 度 15 分 11.2 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 34.1 秒、東経 135 度 15 分 09.8 秒

エ 北緯 35 度 38 分 34.6 秒、東経 135 度 15 分 08.0 秒

3 関係地区

宮津市字大島、字岩ヶ鼻、字長江、字里波見

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第28号）

6 条件

なし

(その31)

1 公示番号

京区第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字大島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 54.1 秒、東経 135 度 16 分 01.8 秒

イ 北緯 35 度 39 分 53.0 秒、東経 135 度 16 分 03.2 秒

ウ 北緯 35 度 39 分 48.2 秒、東経 135 度 15 分 57.9 秒

エ 北緯 35 度 39 分 49.3 秒、東経 135 度 15 分 56.4 秒

3 関係地区

宮津市字大島、字岩ヶ鼻、字長江、字里波見

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第29号）

6 条件

なし

(その32)

1 公示番号

京区第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	介類養殖業	1月1日から12月31日まで

(※ 介類：うに等)

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字日出の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 09.4 秒、東経 135 度 16 分 33.5 秒

イ 北緯 35 度 40 分 09.6 秒、東経 135 度 16 分 35.5 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 06.4 秒、東経 135 度 16 分 35.7 秒

エ 北緯 35 度 40 分 06.2 秒、東経 135 度 16 分 33.7 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（京区第30号：漁業種類の変更）

6 条件

なし

(その33)

1 公示番号

京区第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 13.1 秒、東経 135 度 17 分 03.1 秒

イ 北緯 35 度 40 分 16.4 秒、東経 135 度 17 分 03.1 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 16.4 秒、東経 135 度 17 分 05.5 秒

エ 北緯 35 度 40 分 13.1 秒、東経 135 度 17 分 05.5 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第32号）

6 条件

なし

(その34)

1 公示番号

京区第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字平田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 23.9 秒、東経 135 度 17 分 28.9 秒

イ 北緯 35 度 40 分 22.7 秒、東経 135 度 17 分 30.4 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 19.9 秒、東経 135 度 17 分 26.1 秒

エ 北緯 35 度 40 分 21.0 秒、東経 135 度 17 分 24.7 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第33号）

6 条件

なし

(その35)

1 公示番号

京区第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字平田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 22.7 秒、東経 135 度 17 分 30.4 秒

イ 北緯 35 度 40 分 21.7 秒、東経 135 度 17 分 31.7 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 18.8 秒、東経 135 度 17 分 27.5 秒

エ 北緯 35 度 40 分 19.9 秒、東経 135 度 17 分 26.1 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第34号）

6 条件

なし

(その36)

1 公示番号

京区第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 06.1 秒、東経 135 度 17 分 24.6 秒

イ 北緯 35 度 40 分 07.1 秒、東経 135 度 17 分 23.0 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 10.9 秒、東経 135 度 17 分 26.7 秒

エ 北緯 35 度 40 分 09.9 秒、東経 135 度 17 分 28.3 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第35号）

6 条件

なし

(その37)

1 公示番号

京区第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 07.1 秒、東経 135 度 17 分 23.0 秒

イ 北緯 35 度 40 分 08.1 秒、東経 135 度 17 分 21.5 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 11.9 秒、東経 135 度 17 分 25.1 秒

エ 北緯 35 度 40 分 10.9 秒、東経 135 度 17 分 26.7 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第36号）

6 条件

なし

(その38)

1 公示番号

京区第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と距岸15メートルの線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度39分57.4秒、東経135度16分54.9秒

イ 北緯35度40分00.1秒、東経135度16分51.2秒

ウ 北緯35度40分05.6秒、東経135度17分00.1秒

エ 北緯35度40分05.6秒、東経135度17分08.3秒

オ 北緯35度40分03.6秒、東経135度17分09.7秒

カ 北緯35度39分59.9秒、東経135度17分07.8秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第37号）

6 条件

なし

(その39)

1 公示番号

京区第39号

2 免許の内容たるべき事項**(1) 漁業の種類、名称及び時期**

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 48.9 秒、東経 135 度 17 分 06.2 秒

イ 北緯 35 度 39 分 42.6 秒、東経 135 度 17 分 09.4 秒

ウ 北緯 35 度 39 分 40.3 秒、東経 135 度 16 分 59.2 秒

エ 北緯 35 度 39 分 46.6 秒、東経 135 度 16 分 56.0 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第38号）

6 条件

漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。

ただし、生け簀の総面積が 10,827 平方メートルを超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。

形状	円形	八角形	
規格	直径 40 メートル	縦 48 メートル×横 46 メートル	縦 42 メートル×横 38 メートル
台数	3 台	1 台	3 台

(その40)

1 公示番号

京区第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市丹後町竹野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 44 分 41.3 秒、東経 135 度 6 分 42.6 秒

イ 北緯 35 度 44 分 42.7 秒、東経 135 度 6 分 43.6 秒

ウ 北緯 35 度 44 分 42.4 秒、東経 135 度 6 分 44.3 秒

エ 北緯 35 度 44 分 41.0 秒、東経 135 度 6 分 43.3 秒

3 関係地区

京丹後市丹後町竹野

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（新設）

6 条件

なし

(その41)

1 公示番号

京区第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町浦明の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 37 分 48.1 秒、東経 134 度 55 分 16.3 秒

イ 北緯 35 度 37 分 52.4 秒、東経 134 度 55 分 14.2 秒

ウ 北緯 35 度 37 分 55.7 秒、東経 134 度 55 分 25.8 秒

エ 北緯 35 度 37 分 51.4 秒、東経 134 度 55 分 27.9 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第39号）

6 条件

なし

(その42)

1 公示番号

京区第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 37 分 47.1 秒、東経 134 度 54 分 14.4 秒

イ 北緯 35 度 37 分 47.1 秒、東経 134 度 54 分 30.3 秒

ウ 北緯 35 度 37 分 38.8 秒、東経 134 度 54 分 30.3 秒

エ 北緯 35 度 37 分 38.8 秒、東経 134 度 54 分 14.4 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第40号）

6 条件

なし

(その43)

1 公示番号

京区第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 04.2 秒、東経 134 度 53 分 51.2 秒

イ 北緯 35 度 38 分 09.6 秒、東経 134 度 53 分 48.2 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 06.8 秒、東経 134 度 54 分 29.1 秒

エ 北緯 35 度 38 分 00.3 秒、東経 134 度 54 分 29.1 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第41号）

6 条件

なし

(その44)

1 公示番号

京区第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 10.0 秒、東経 134 度 54 分 05.4 秒

イ 北緯 35 度 38 分 13.3 秒、東経 134 度 54 分 05.4 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 13.3 秒、東経 134 度 54 分 29.1 秒

エ 北緯 35 度 38 分 10.0 秒、東経 134 度 54 分 29.1 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第42号）

6 条件

なし

(その45)

1 公示番号

京区第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度37分59.6秒、東経134度53分38.9秒

イ 北緯35度38分08.2秒、東経134度53分31.1秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第43号）

6 条件

なし

(その46)

1 公示番号

京区第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町大向の地先

(3) 漁場の区域

次のア及びイの各点を結んだ線、ウ及びエの各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度37分59.6秒、東経134度53分38.9秒

イ 北緯35度38分08.2秒、東経134度53分31.1秒

ウ 北緯35度38分20.2秒、東経134度53分42.2秒

エ 北緯35度38分04.2秒、東経134度53分51.2秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第44号）

6 条件

なし

(その47)

1 公示番号

京区第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町大向の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 11.4 秒、東経 134 度 53 分 48.9 秒

イ 北緯 35 度 38 分 13.6 秒、東経 134 度 53 分 48.9 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 13.6 秒、東経 134 度 53 分 54.9 秒

エ 北緯 35 度 38 分 11.4 秒、東経 134 度 53 分 54.9 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり : 京区第45号)

6 条件

なし

第2 存続期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

第3 免許予定日

令和6年1月1日